

議員提出議案第 7 号

飯塚市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 6 月 20 日

提 出 者	飯塚市議会議員	道 祖	満
賛 成 者	飯塚市議会議員	佐 藤	清 和
	〃	田 中	武 春

提案理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 91 条第 1 項の規定に基づき、飯塚市議会の議員の定数を 24 人と定めるため、本案を提出するものである。

なお、本条例案の審議にあたっては、今定例会において即決することなく、議員定数のあり方について、広く市民の意見を聴いたうえで、全議員による協議を行い、1 年後を目途に結論を出していただくことを提案いたします。

飯塚市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

飯塚市議会の議員の定数を定める条例(平成20年飯塚市条例第39号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
地方自治法(昭和22年法律第67号)第91条第1項の規定により、飯塚市議会の議員の定数は、 <u>24</u> 人とする。	地方自治法(昭和22年法律第67号)第91条第1項の規定により、飯塚市議会の議員の定数は、 <u>28</u> 人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。